

海外経済要録

歐州諸国

◇英国の公定歩合引下げ

英蘭銀行は3月8日公定歩合を0.5%引き下げ、5.5%とする旨発表した。この結果、ロンド手形交換所加盟銀行金利も次のとおり0.5%引き下げられた。

通知預金	3.5%
当座貸越	対国有企业 5.5%
	対一流企業 6%
	対一般企業 6.5~7%

なお、今回の公定歩合引下げに関する詳細については海外経済情勢、英國の項参照。

◇英国、ポンド・リファイナンスを再開

2月9日、ロイド蔵相は下院において、スターリング地域からの輸出に關し、非居住者たる輸入者もしくは銀行に対して、英國にある銀行が180日までのrefinance facilityを供与することを認める旨発表した。本facilityの供与は、1957年9月のポンド危機以来、ポンドに対する弱気筋の思惑取引きを助長する懸念があるとして禁止されていたが、今回輸出振興策の一環として、また共同市場加盟後の英連邦対策、ロンドン市場の機能強化策を考えて解禁されたものである。

◇英国、新発足のNEDC(国民経済発展審議会)の構成と委員の顔触れ

このほど英國で発足した国民経済発展審議会(National Economic Development Council—NEDC)の構成ならびに委員の顔触れは次のとおり決定した(別稿、英國における長期経済計画の発足参照)。

(本委員会—上部機構、upper tier)

政府代表委員

大蔵大臣(NEDCのchairmanを務める)

商務大臣

労働大臣

事務総長(Director General of the staff of the Council)

Sir Robert Shone

国営企業代表委員

Dr. Beeching(chairman of the Transport

Commission)

Lord Robens(chairman of the Coal Board)

民間企業經營者代表

Mr. F.A. Cock-field(chairman of Boots)

Mr. R.M. Geddes(managing director of Dunlop Rubber)

Mr. C.E. Harrison(vice-chairman of English Sewing Cotton)

Mr. E.J. Hunter(chairman of Swan Hunter)

Mr. J.M. Laing(managing director of John Laing)

Mr. J.N. Toothill(director of Ferranti)

独立委員(Independents)

Sir Oliver Franks(Provost-elect of Worcester College, Oxford
前ロイド銀行頭取)

Professor H. Phelps Brown(Professor of the Economics of Labour at London School of Economics)

労働組合代表委員

Mr. H. Douglass(general secretary of the Iron and Steel Trades Confederation)

Mr. F. Cousins(general secretary of the Transport and General Workers' Union)

Mr. W.J. Carron(president of the Amalgamated Engineering Union)

Mr. S.F. Greene(general secretary of the National Union of Railwaysmen)

Mr. R. Smith(general secretary of the Union of Post Office Workers)

Mr. G. Woodcock(general secretary of the TUC)

(事務局一下部機構、lower tier)

経済部長(Economic Director)

Sir Donald MacDougall

総務部長(Administrative Secretary)

Mr. Frank Pickford

ほか Staff 50名程度。

◇フランスの為替自由化

政府は2月22日の閣議で、4月2日から証券外貨制度の廃止や旅行者の外貨持出制限の緩和など大要次のような一連の為替自由化措置を実施する旨決定した。

- (1) 証券外貨制度(devise-titres)の廃止
- (2) 非居住者のフランス証券投資の完全自由化
- (3) 旅行者の外貨持出制限を従来の1人につき2,500新フランから3,500新フランへ引き上げる。ただしフランス銀行が特別の事情があると認める場合は、従来同様持出額の制限はない。またこれとともにフランス銀行券の持出制限も500新フランから750新フランへ引き上げる。
- (4) 海外送金の制限を1人1か月400新フランから750新フランへ増額する。
- (5) 今後2,000新フランまでの輸出は輸出承認なしで行なえるようにする(従来は1,000新フラン)。

従来フランスの居住者が外国の有価証券に投資する場合には、まず為替市場で証券外貨を購入(一般の外貨よりも若干割高)する必要があった。つまり居住者の証券投資については、一種の複数レート制が行なわれていたわけである。本制度の廃止により、今後居住者が外国有価証券投資を行なう場合一般の為替市場で外貨を取得できることとなる。また本措置と同時に非居住者のフランス証券投資に対する規制(従来に非上場証券や大口投資について規制があった)も廃止されることになり、この結果フランスの資本取引に対する制限は、他のE E C諸国並みとなつたことになる。

◇イタリアの輸出税払戻し率の引下げ

2月3日、イタリア外国貿易省は、これまで行なってきた輸出商品に対する売上税の払戻し率を従来の最高8%から6.50%へ、また最低は6.50%から5.25%へ引き下げ、同月9日から実施する旨発表した。

元来この制度は、輸出信用保証制度とともにイタリアの主要な輸出促進策であったが、他の共同市場諸国はこのような高率の輸出税払戻しは不公正な輸出競争であると非難していた。今回の措置は、これらの非難にこたえ、かつ共同市場の輸出促進措置について同一歩調を取るためにとられたものであるが、最近のイタリア輸出の著しい好調もその有力な背景となっているものと思われる。

ア ジ ア 諸 国

◇インドネシア、外貨使用権制度を採用

インドネシア政府は、3月8日、輸出奨励のため、輸出受取の15%にあたる外貨の使用権を当該輸出業者に与える制度を採用実施した。その概要は次のとおり。

- (1) 輸出業者は外貨受取(本年2月20日以降の輸出契約に基づくものに適用)の15%につき外国為替使用権利証(略称S I V A)の発給を受ける。
- (2) 輸出業者はこの権利証により重要物資9品目(国営商社の独占輸入品目、①原綿、②織糸、③織維製品、④紙、⑤セメント、⑥建設用棒鋼およびワイヤー、⑦ブリキ板、⑧麻袋、⑨小麦粉)を除く物資の輸入および貿易外支払が認められる。
- (3) 同権利証は外国為替銀行を通じて売買が認められる。

なお、政府は本措置と同時にパートー取引および海外における蓄積外貨を使用する無為替輸入を禁止した模様。

◇フィリピン中央銀行、輸入保証金制度を改訂

フィリピン中央銀行は、本年1月22日、為替制限撤廃に伴う金融引締め強化策の一環として輸入保証金制度(2月号要録参照)を実施したが、3月6日、これを次のとおり緩和し部分的な手直しを行なった。

- (1) 必需生産財、必需消費財、非統制品目(かん入りミルク、いわしかん詰、コンビーフ、医薬品など)に対する輸入保証金(保証金率25%)を廃止する。
- (2) 上記以外の品目に対する輸入保証金(保証金率は準必需生産財50%、準必需消費財100%、非必需財その他150%)の積立てについても、これまで現金に限るとしていたのを改め、現金の代わりに政府証券(securities and bonds)による積立てを認める。

◇台湾における証券取引所の設立

国民政府は、資本形成を促進し、経済発展を推進するため、かねてから証券取引所の設立を準備していたが、2月9日、「株式会社台湾証券取引所」を設立し、即日業務を開始した。

同取引所は、資本金10百万元(約90百万円、うち政府系資本42%)で、取引員は甲、乙両種に分かれている。甲種取引員は顧客を代表して証券の売買を行なうことができ、中央信託局などの17社が指定されている。一方、乙種取引員は自己の名義で証券を売買することはでき

るが、顧客を代表して証券を売買できることとなっており、交通銀行などの5社が指定されている。

なお、現在上場されている有価証券は34銘柄で、債券と株式がそれぞれ半ばを占めている。

共産圏諸国

◇昨年の日中貿易

昨年のわが国の対中共貿易は輸出16.7百万ドル、輸入30.9百万ドルで、差引14百万ドルの入超となった(通関実績)。

主要取引品目についてみると、わが国の輸出は鋼材(輸出総額の45%)、化学肥料(同10%)、化学繊維(同9%)など少數の品目を集中し、上記3品目で輸出の64%を占めており(中断前の1957年についてみるとこれら3品目は輸出の52%)、中断前輸出の15%を占めていた機械類は1.5%にとどまった。

他方わが国の輸入では、大豆(輸入総額の16%)、銑鉄(同14%)、カシミヤ(同7%)を中心に(上記3品目で輸入の37%)、雑豆、松脂、油脂種子、マグネシア・クリンカー、桐油など伝統的品目が多い。中断前に比べると米(1956年には輸入の20%)が皆無で、塩もきわめて少なく、これに代わって從来比重の低かった銑鉄が増大したことなどが注目される。

中共は本年も引き続き農業重視政策をとるとともに、運輸部門とくに近距離輸送の拡充強化をはかる方針を明らかにしているので、今後わが国の輸出では化学肥料、鋼材、運輸機械などが伸長するものとみられるが、西欧との競争、ココムの制約、中共の外貨事情悪化などもあるので、その急激な拡大は困難であろう。依然大量の食糧輸入の必要な中共は外貨獲得のため、西欧には売り込みの困難な伝統的農牧産物の輸出促進に努力すると思われるが、わが国の輸入はかなり増大するものと予想されるが、数年来の農業不振によりその輸出余力に乏しく、他方わが国も大規模な原料輸入先転換に踏み切る情勢はないので、その拡大にもおのずから限度があるものとみられている。

◇共産圏諸国の工業生産実績

共産圏諸国の工業生産は逐年順調に伸びており(注)、ソ連側資料によれば1961年の世界工業総生産に占める比重は36%で、1965年には50%をこえるものと予測されている。共産圏のうちアジア4か国(中共、モンゴリア、北

朝鮮、北ベトナム)を除くソ連と東欧諸国との間には経済相互援助会議のもとに経済協力が進められ、国際分業体制(海外経済情勢参照)が確立されつつある。最近における共産圏諸国の工業生産動向は次のとおり。

(注) 1951~59年の年平均増加率14%、1960年の対前年比増加率12%といわれる。

経済相互援助会議加盟国工業生産増加率

(前年比増%)

	1960年	1961年
ソ 連	10	9.2
アルバニア	11.2	
ブルガリア	13.4	11
ハンガリア		12
東 ド イ ツ	8.3	6.2
ポーランド	10.9	11
ルーマニア	16.9	16
チエコスロバキア	11.7	9

資料: モスクワ: エコノミーチェスカヤ・ガゼータ(経済新聞)1962. No. 5。

共産圏(注) 主要工業生産物の増加状況

	年間平均増加率		年間平均増加量		世界生産に占める比重
	1951~55年	1956~60年	1951~55年	1956~60年	
	%	%	%	%	
電 力(+億KWH)	12.4	12.8	114	214	21.3
石 炭(百万トン)	8.9	11.2	235	476	52
石 油(〃)	13.9	14.6	41	83	15.9
銑 鉄(〃)	13.2	13.9	21	43	
鉄 鋼(〃)	11.5	11.2	26	43	31.8
セメント(〃)	15.0	16.4	21	46	31.3
綿 織 物(+億m ²)	9.2	6.6	3.7	3.9	
砂 糖(百万トン)	5.0	11.5	1.5	4.9	24.2

(注) 本表の数字にはアジア共産圏諸国の実績も含まれる。

資料: モスクワ: ヴァプロスィ・エコノミキ(経済の諸問題)1961. No. 4。

共産圏諸国の燃料・エネルギー・鉄鋼生産高

	1950年	1960年
石 炭(百万トン)	447.1	1,158
石 油(〃)	44.0	167
電 力(+億KWH)	144.6	473
銑 鉄(百万トン)	24.9	90
鉄 鋼(〃)	36.2	105

資料: 同上。